

上越市板倉区予約型コミュニティバス運行業務受託候補者選定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市附属機関設置条例（令和6年上越市条例第2号。以下「条例」という。）別表第2に基づき設置する板倉区予約型コミュニティバス運行業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、条例及び上越市附属機関設置条例施行規則（令和6年上越市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例別表第2市長又は教育委員会の部契約の相手方の選定に係る委員会の項所掌事務の欄1に定める本市の委託業務は、板倉区予約型コミュニティバス運行業務とする。

2 条例別表第2市長又は教育委員会の部契約の相手方の選定に係る委員会の項所掌事務の欄2に定めるその他市長が必要と認めることは、板倉区予約型コミュニティバス運行業務の選定基準の策定に関することとする。

(委員の構成)

第3条 条例別表第2市長又は教育委員会の部契約の相手方の選定に係る委員会の項委員の構成の欄3に定めるその他市長が必要と認める者は、次に掲げる団体から選出された人とする。

- (1) 新潟県上越地域振興局
- (2) 板倉地区公共交通懇話会
- (3) 上越市地域公共交通活性化協議会

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月12日から実施する。